

出資証券の質入、担保について

Q. 事業協同組合の出資証券は、組合の承認があれば金融機関等に担保あるいは質入れができるか。

A. 組合出資証券の質入れを禁止する法律規定は何もないので、質入れは可能であるが、出資証券は自由に譲渡できず、それ自体換金価値を有する有価証券ではないので、質権の対象物たり得る価値は殆んど有していない。
従って組合としては、これに承諾を与えないことを原則とすべきと考える。